

児相把握

虐待死150件

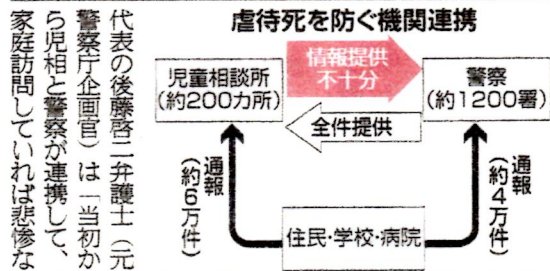
警察との情報共有 義務化要請

児童相談所 18歳未満の待通報を受けると原則、48時間以内で預かるほか、児童養護施設や乳児院、里親などにも委託でき、児童は各都道府県と政令市など全国に約200カ所ある。

児童相談所（児相）が虐待の疑いを知りながら虐待死を防げなかった事例が過去10年で約150件に上ることが23日、虐待防止に取り組みNPO法人「シンクキッズ」（東京）の調べで分かった。同法人は同日、児相と警察との連携不足が虐待死の要因にあるとみて、関係機関の情報共有を義務付けた児童福祉法などの法改正を警察庁と厚生労働省に要請した。

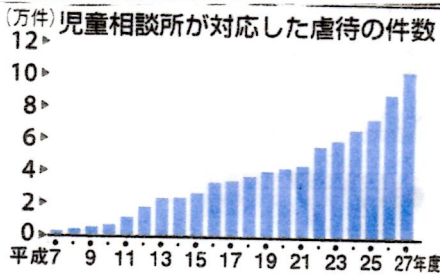
同法人によると、児相が虐待の疑いを知りながら家庭訪問を満足にできず、警察に通報もせず放置しているケースが近年増加しているという。

同法人によると、児相が足立区で、3歳児をウサギ用のおりに監禁し死亡させたとして、両親を再逮捕。児相が11回家庭訪問したが、警察に通報したのは子供が殺害されたから1年以上たった後だった。同法人



虐待死は防ぐことができず、また東京都豊島区では26年1月、児相が虐待の疑いを把握している家庭に110番通報が入り、警察が現場に駆けつけたものの、親から夫婦げんかといわれ退却。その5日後に2歳児が死亡した。体には約40カ所のあざがあったという。こうした放置や不十分な取り組みの背景には児相への通報件数が27年度に10万件以上となり、25年前の約100倍に上るなど、児相の対応が増加しているこ

とがある。同法人によると、児童福祉司が1人当たり140件を抱え、案件を抱え込む傾向にあるという。同法人はこれまでも署名を集め政府の対応を促してきたが、後藤弁護士は「行政側は縦割りでの他機関と連携をするのを嫌い、面倒なことを避けている」と強調。米国や英国はすでに、虐待情報を児相部局が警察と全件共有し、原則共同で活動しているという。政府は現在、対応に苦慮する児相を支援するため、虐待児の一時保護一に家



庭裁判所の審査を入れるなど司法の関与を強化する法改正案を準備し、今国会に提出する方針。しかし、検討中の案には関係機関の情報共有は入っていない。